

公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況 (平成 24 年度)

平成 25 年 11 月 7 日
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。)第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表する。

(基本方針)

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品を含む。)のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

平成 24 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

(1) 公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議構成員に対して、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標を達成するために、基本方針第 2 に掲げる積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲について、その解説を通知した(平成 24 年 7 月 30 日)。

(構成) 衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、宮内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

(2) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催(平成 24 年 8 月 27 日)

各省各庁に対して、法に基づく木材利用の一層の促進を要請するとともに、木材利用取組に関する情報提供を実施した。

(3) 「公共建築木造工事標準仕様書」の改定(平成 25 年 2 月 8 日)

国土交通省では、木造の官庁施設の品質確保、施工の効率化に資すること等を目的として、各省各庁が使用する統一基準である木造建築工事標準仕様書において、主たる対象をこれまでの住宅から事務庁舎とした規定となるように全面改定し、併せて名称変更した。

2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

平成 24 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 低層の公共建築物の木造化について

平成 24 年度においては、低層(3 階建て以下)の公共建築物が全体で 462 棟、合計延べ面積 249,692m²が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は 42 棟、合計延べ面積 7,744 m²であった。概要は表 1 のとおりである。

なお、木造以外の構造とした主な理由は、次のとおりである。

○ 延べ面積 3,000 m²を超える大規模な建築物など、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められた建築物であること。

○ 自衛隊施設など、治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設等の

建築物であること。

○刑務所、拘置所等の収容施設であり、施設の機能上の観点から木造以外の構造とすべき施設等の建築物であること。

○ 気象台、海上保安本部航空基地など、災害応急対策活動に必要な施設であることから、木造以外の構造とすべき施設等の建築物であること。

○法施行（平成 22 年 10 月）前に非木造建築物として予算化された建築物であること。

その他、高温多湿な環境条件、危険物の貯蔵、並びに工期・予算上の制約などの理由が挙げられている。

表 1 木造で整備を行った公共建築物^注

省庁名	用途	棟数	合計延べ面積(m ²)
警察庁	事務庁舎	1	127
	訓練施設	2	136
農林水産省	森林事務所	6	1,449
	職員宿舎	2	965
	倉庫	1	33
国土交通省	事務庁舎	2	932
	公園施設（旧民家移築）	4	344
	車庫	1	188
	作業施設、トイレ	6	728
環境省	事務庁舎	1	176
	公園施設（ビジターセンター、炊事施設、作業施設、休憩所）	8	1,829
	保護関連施設（研究施設、一時収容施設）	2	460
	職員宿舎	1	61
	トイレ	4	116
防衛省	倉庫	1	200
合計		42	7,744

注：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、

小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。)したもので平成24年度に完成したもの。

【平成24年度に木造で整備を行った主な公共建築物】

(()内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。)

○ 農林水産省

関東森林管理局中越森林管理署 (新潟県南魚沼市、2階建て、556 m²)

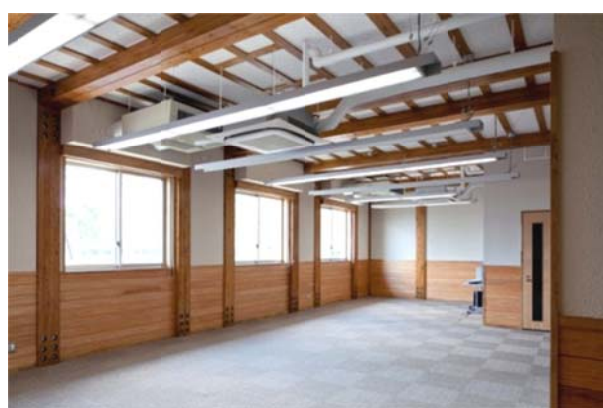


中部森林管理局水内森林事務所 (長野県下水内郡栄村、2階建て、179m²)



○ 国土交通省

横浜植物検疫所 つくばほ場 事務・検査棟 (茨城県つくば市、2階建て、689 m²)



国営昭和記念公園 こもれびの里 主屋
(東京都立川市、1階建て、169 m²)



国営昭和記念公園 トイレ
(東京都立川市、1階建て、31 m²)



○ 環境省

日光国立公園 那須平成の森 作業小屋 (栃木県那須郡那須町、1階建て、182 m²)



ツシマヤマネコ野生順化関連施設 調査研究棟 (長崎県対馬市、1階建て、312 m²)



(2) 内装等の木質化について

平成 24 年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 258 棟であった。
概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注1}

省庁名	新築等で 木質化を行った棟数 ^{注2}	模様替えて 木質化を行った棟数	合計棟数
最高裁判所	6	12	18
警察庁	3	3	6
法務省	7	0	7
外務省	1	0	1
財務省	8	9	17
文部科学省	0	1	1
厚生労働省	11	3	14
農林水産省	3	2	5
経済産業省	0	1	1
国土交通省	15	30	45
環境省	3	0	3
防衛省	94	46	140
合計	151	107	258

注 1 : 国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので平成 24 年度に完成したもの。

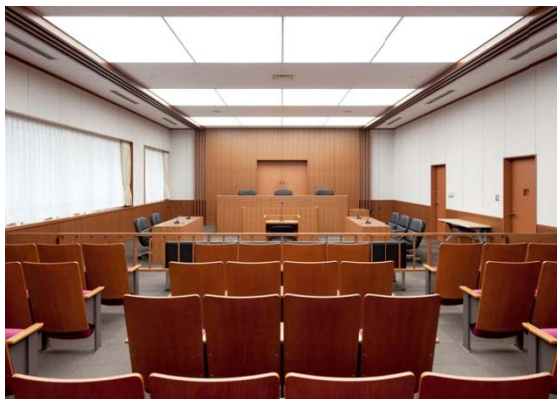
注 2 : 新築等で木質化を行った棟数は、木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもの。

【平成 24 年度に内装等の木質化を行った主な公共建築物】

(※ 他省庁の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 最高裁判所

横浜地家裁横須賀支部庁舎 (壁等)



○ 文部科学省

国立近現代建築資料館 資料室 * (床、壁)



○ 厚生労働省

国立障害者リハビリテーションセンター 本館講堂 (床、壁)



○ 農林水産省

中央合同庁舎 1 号館 共用会議室 (床)



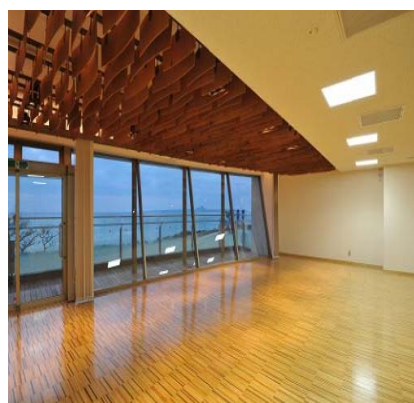
○ 国土交通省

横須賀地方合同庁舎 エントランスホール (壁)



○ 国土交通省

国営沖縄記念公園事務所 レストハウス
(床、天井)



(参考) 木材利用推進状況について

表3 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

整備及び使用実績	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	備考 (対前年比)
国が整備する 公共建築物（新築等）	棟数	584	515	88.2%
	延べ面積 (㎡)	880,189	544,041	61.8%
うち、 低層(3階建て以下) の公共建築物	棟数	506	462	91.3%
	延べ面積 (㎡)	446,241	249,692	56.0%
木造で整備を行った 公共建築物	棟数	31	42	135.5%
	延べ面積 (㎡)	6,534	7,744	118.5%
内装等の木質化を 行った公共建築物 <small>注1</small>	棟数	257	258	100.4%
木材の使用量 <small>注2</small>	m ³	9,511	5,002	52.6%

注1 : 木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注2 : 当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。木造で整備を行った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m³/㎡で換算した換算値としている。また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについては、計上していない。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について
木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況並びに木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況については、表4、表5のとおりである。

なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかった理由は、次のとおりである。

- 紙類・文具類の調達では、古紙配合品を優先しているため
 - 要求する仕様を満たす製品がないため
 - 製品が限定され、競争入札を妨げるため
 - 競争入札の結果、他の製品を購入することになったため
 - 価格が高いため
 - グリーン購入法適合商品で、より安価なものを調達しているため
- 等

表4 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

使用実績		単位	平成23年度			平成24年度			備考 (対前年比)		
			総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率
紙類	コピー用紙	kg	29,834,663	3,574,791	12.0%	30,405,453	5,877,468	19.3%	101.9%	164.4%	161.1%
	印刷用紙	kg	2,368,142	18,634	0.8%	1,689,633	123,902	7.3%	71.3%	664.9%	916.6%
文具類	ファイル	冊	6,747,977	558,491	8.3%	7,139,319	1,581,464	22.2%	105.8%	283.2%	266.9%
	事務用封筒(紙製)	枚	75,104,510	9,149,677	12.2%	78,130,523	12,608,152	16.1%	104.0%	137.8%	132.3%
オフィス家具等	机	台	37,760	3,297	8.7%	23,623	2,393	10.1%	62.6%	72.6%	116.4%
	棚	連	15,962	835	5.2%	12,135	503	4.1%	76.0%	60.2%	79.7%
	収納用什器(棚以外)	台	30,709	881	2.9%	16,295	637	3.9%	53.1%	72.3%	134.8%
	ローパー ティンション	台	7,222	196	2.7%	5,269	133	2.5%	73.0%	67.9%	93.5%

注：木材を使用した製品とは、紙類・文具類では間伐材を原材料とした製品、オフィス家具等では間伐材・合法木材を原材料として使用した製品。

表5 木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況 (単位：基)

	設置累計		新規設置		既存廃止	
	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー
合計	237	3	12	0	0	0
農林水産省	102	0	8	0	0	0
国土交通省	0	1	0	0	0	0
環境省	135	2	4	0	0	0

注：設置累計は、平成24年度の新規設置及び既存廃止を含んだ数量。

3 その他

(1) 国における取組

①「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」の公表等

国土交通省では、地方公共団体と協力^注して、事務用途以外の公共建築物を主な対象とした「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」を作成し、平成24年7月23日に公表した。

また、事務用途以外の公共建築物の設計に必要な事項等を取りまとめることを目指した「公共建築物における木材利用の導入ガイドライン」の検討を開始した。

注：都道府県、政令指定都市及び官庁営繕部が参加する全国営繕主管課長会議において実施

②「官庁施設における木造耐火建築物の整備指針」の策定

国土交通省では、平成12年の建築基準法改正により建設可能となったものの、技術的難易度が高く、建設が進んでいない木造の耐火建築物について、官庁施設の有すべき性能水準を満たしつつ、コスト低減にも配慮しながら、適切に整備する手法を取りまとめた「官庁施設における木造耐火建築物の整備指針」を平成25年3月29日に策定した。

③ 木造建築基準の高度化推進事業

国土交通省では、木造3階建ての学校や延べ面積3,000㎡を超える建築物に関し、火災時の安全性が確保される基準の整備に向け、実証実験の実施等による木材の耐火性等に関する研究（H23年度～H25年度）を実施した。

④ 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業

国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の整備に対する補助制度により、特別養護老人ホーム、保育所等の公共建築物を含む木造建築物等の整備を支援した。

⑤ 公立学校施設の整備における木材利用の促進の取組

文部科学省では、木造校舎の整備や内装の木質化に対して国庫補助を実施した。特に、地域材を活用して木造施設を整備する場合や、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定を受けて内装木質化を行う場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

また、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

⑥ 低コストで合理的な木造公共建築物の整備等に対する補助事業

林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、設計段階からの技術支援、整備資金の

借入に係る利子助成を実施した。

また、大規模な木造建築の設計に必要な接合部の開発に対する支援を実施するとともに、木造建築設計・施工の担い手育成に対する支援等を実施した。

⑦ 木材の適切な供給の確保に関する取組

林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者に対する支援を行ったほか、林道等の路網整備等を実施した。

また、平成 23 年度に引き続き、協定に基づく間伐材の工場への直送を促す取組に対する支援、地域材の差別化・信頼性向上を図るため、合法木材の表示実証調査や合法木材の普及のための研修の実施などの支援を行った。

このほか、東日本大震災により被災した木材加工流通施設の復旧等を支援し、仮設住宅や復興住宅等の建設に向けて、地域材の安定供給の再建を図った。

⑧ 市町村方針策定の働きかけ

林野庁では、全国 16 箇所をまわるキャラバンの実施、長官による特別区の区長訪問などにより、直接、また都道府県を通じて間接的に、法の趣旨の浸透や市町村方針の策定を働きかけてきた。

その結果、全市町村における市町村方針の策定割合は、平成 23 年度末の 23% から 64% に大きく増加した。

⑨ 公共建築物における木材利用の情報提供を行うためのホームページを充実

林野庁：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

国土交通省：http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mokuzai/1284978.htm

⑩ 木製品等購入への働きかけ

公共建築物木材利用促進関係省庁連絡会議を開催し、各担当へ木製品購入などについて働きかけを行った。

(2) 地方公共団体等における取組

○ 地方公共団体の方針策定状況

法第 4 条において、「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第 8 条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内

の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下、「都道府県方針」という。)を定めることができる。」としている。

さらに、法第9条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下、「市町村方針」という。)を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成24年3月に、47都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は1,114となり、その推移は表6のとおりである。

なお、平成25年9月末時点の市町村方針の策定状況は参考1のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は参考2のとおりである。

表6 木材利用方針の策定市町村数の推移

	都道府県内の市町村数	平成24年3月末時点	平成25年3月末時点
北海道	179	49	117
★青森	40	2	40
★岩手	33	3	33
宮城	35		17
★秋田	25	25	25
山形	35	3	19
福島	59	5	14
茨城	44	18	30
★栃木	26		26
群馬	35	1	15
埼玉	63	7	15
千葉	54		13
東京	62	3	4
神奈川	33	2	5
新潟	30	9	22
★富山	15	11	15
★石川	19	10	19
福井	17	1	5
山梨	27	11	21
★長野	77	27	77
岐阜	42	5	41
静岡	35	3	28
愛知	54		20
三重	29	7	15

	都道府県内の市町村数	平成24年3月末時点	平成25年3月末時点
滋賀	19	3	7
京都	26	2	7
大阪	43		12
兵庫	41	6	29
奈良	39		27
和歌山	30	4	29
鳥取	19	13	17
島根	19	12	18
★岡山	27	26	27
★広島	23	1	23
山口	19		11
★徳島	24	24	24
香川	17		3
愛媛	20	16	19
★高知	34	2	34
福岡	60	3	31
★佐賀	20	16	20
長崎	21	6	10
熊本	45	23	42
★大分	18	12	18
★宮崎	26	13	26
★鹿児島	43	21	43
沖縄	41		1
計	1,742	405	1,114

注：★印は、平成25年3月末時点で全市町村が策定済みの都道府県（15県）

II 実施状況を踏まえて講ずべき措置

1 国が講ずべき措置

平成 24 年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 各省各庁は、各省計画に従って国が整備する公共建築物における木材の利用を推進する。

農林水産省及び国土交通省は、公共建築物の木造化等の取組が確実に実施されるよう、施設整備主体への新たな取組事例の情報提供などを行う。

また、国土交通省は、予算要求段階において各省各庁の営繕計画書に関する意見書制度を活用するなど、より一層の木造化の実施について働きかける。

- (2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

2 国が地方公共団体等に対して講ずべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講ずべき主な措置は、以下のとおりである。

- (1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスをを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。

特に、都市部の市町村に対しては、木材利用の意義とともに、方針策定の働きかけを積極的に行う。

- (2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- (4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。

- (5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。